

京都相第 27 号  
平成 28 年 3 月 1 日

厚生労働省近畿厚生局京都事務所長 殿

総務省京都行政評価事務所長

調剤薬局における薬剤服用歴管理指導の徹底について（あっせん）

総務省では、総務省設置法（平成 11 年法律第 91 号）第 4 条第 21 号の規定に基づき、行政機関の業務などに関する申出について、必要なあっせん等を行っています。

今回、当事務所に対し、京都市在住の住民から、「調剤薬局における薬剤服用歴管理指導」に関する行政相談があったことから、調剤薬局の利用者に対し薬剤服用歴管理指導の状況等についてアンケート調査を実施し、その結果を基に民間有識者で構成する「京都行政苦情救済推進会議」（市田ひろみ座長）において意見聴取を行ったところ、所管する行政機関に必要な対応を求めることが適当であるとの意見を得ました。

つきましては、この意見を踏まえ、別紙のとおりあっせんすることといたしましたので、所要の措置についての検討をお願いします。

なお、これらに対する貴所の対応結果等について、平成 28 年 3 月 29 日（火）までにお知らせください。

担当：行政相談課（松浦）

電話 075-802-1188

FAX 075-802-1180

## 別紙

### 1 申出要旨

定期的に同じ薬を受け取りに調剤薬局を利用しているが、請求書の明細を見ると薬剤服用歴管理指導料が計上されている。薬の内容や飲み方などは分かっており、薬剤師もお薬手帳を渡しながら体調を質問する程度で、薬に関してほとんど説明することもなく手渡している。それなのに薬剤服用歴管理指導料を請求するのはおかしいのではないか。

### 2 調査結果

#### 【制度】

薬剤師及び薬局開設者は、薬剤師法等にのっとり、薬剤の適正な使用のため、販売又は授与の目的で調剤したときは、患者等に必要な情報を提供し、必要な薬学的知見に基づく指導を行わなければならないとされている（薬剤師法（昭和 35 年法律第 146 号）第 25 条の 2 等）。

また、保険薬局（調剤薬局）では、医師の処方箋に基づき薬を提供する際、薬剤料、調剤技術料のほか、薬学管理料を請求できるとされている（健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 76 条第 2 項、診療報酬の算定方法（平成 20 年 3 月 5 日厚生労働省告示第 59 号））。

薬剤管理料は、保険薬局が患者に対して薬剤の服用に関する説明や情報提供等を行った場合に請求できるもので、「薬剤服用歴管理指導料」、「長期投薬情報提供料」などに区分されている。「薬剤服用歴管理指導料」については、平成 26 年の診療報酬の改定から、処方箋の受付 1 回につき 41 点として、患者に対して、次に掲げる指導等の全てを行った場合に算定することとされている。ただし、ハを除く全ての指導等を行った場合は、処方箋の受付 1 回につき 34 点を算定することとされている。

#### 診療報酬の算定方法の一部を改正する件（平成 26 年 3 月 5 日厚生労働省告示）

- イ 患者ごとに作成された薬剤服用歴に基づき、投薬に係る薬剤の名称、用法、用量、効能、効果、副作用及び相互作用に関する主な情報を文書又はこれに準ずるもの（以下「薬剤情報提供文書」という。）により患者に提供し、薬剤の服用に関して基本的な説明を行うこと
- ロ 処方された薬剤について、直接患者又はその家族等から服薬状況等の情報を収集して薬剤服用歴に記録し、これに基づき薬剤の服用等に関して必要な指導を行うこと
- ハ 調剤日、投薬に係る薬剤の名称、用法、用量その他服用に際して注意すべき事項を手帳に記載すること
- ニ 患者ごとに作成された薬剤服用歴や、患者又はその家族等からの情報により、これまでに投薬された薬剤のうち服薬していないものの有無の確認を行うこと
- ホ 薬剤情報提供文書により、投薬に係る薬剤に対する後発医薬品に関する情報（後発医薬品の有無及び価格に関する情報を含む。）を患者に提供すること

なお、ハについては、患者がお薬手帳を持参してこれに薬剤師が注意事項等を記載した場合に算定されるもので、手帳未持参のため簡潔な文書（シール等）を交付した場合は、指導等が実施されたものとは見なされない。

### 【アンケート結果】

保険薬局（調剤薬局）における「薬剤服用歴管理指導料」について、薬剤師から特段指導等が行われていないにもかかわらず、当該指導料が徴収されているとの相談があることから、当事務所が行政相談委員の協力を得て、アンケート方式で行政相談委員が保険薬局を利用した際の薬剤師による確認・指導状況を調査した（平成 27 年度前半）。その後、平成 27 年 9 月 11 日付で厚生労働省が各保険薬局に対し薬剤服用歴管理指導料の算定について適正な取扱いを求める通知を行ったことから、通知後の状況について、再度アンケート調査を行った。これら 2 回のアンケートの結果は以下のとおりである。

なお、本アンケートは、薬剤服用歴管理指導料を算定することができる要件として定められている薬剤師からの薬剤服用歴管理指導を受けたと感じたかどうかを薬局利用者の視点から調査したものであり、薬剤師が必要な指導を行ったかどうかを実際に確認したものではない。

第 1 回アンケート（平成 27 年 5 月～8 月）

行政相談委員 84 名にアンケートを依頼し 22 名（有効回答 20 名）から回答を受領

第 2 回アンケート（平成 27 年 10 月～12 月）

第 1 回アンケートに回答があった 22 名に対し、その後の状況を確認したところ、16 名から回答を受領（第 1 回、第 2 回の延べ回答者 21 名）

### 第 1 回アンケートの結果

#### ○薬剤情報提供文書の提供と説明

イ 患者ごとに作成された薬剤服用歴に基づき、投薬に係る薬剤の名称、用法、用量、効能、効果、副作用及び相互作用に関する主な情報を文書又はこれに準ずるもの（以下「薬剤情報提供文書」という。）により患者に提供し、薬剤の服用に関して基本的な説明を行うこと

■ 説明書（薬剤情報提供文書）の交付については、回答のあった 20 名 25 件（保険薬局における調剤件（回）数。以下同じ。）のうち 24 件（96%）が説明書の交付があったとしている。

なお、説明書の交付がなかった 1 件は、口頭等での説明もないとしている。

## ○薬剤服用歴の記載とそれに基づく指導

ロ 処方された薬剤について、直接患者又はその家族等から服薬状況等の情報を収集して薬剤服用歴に記録し、これに基づき薬剤の服用等に関して必要な指導を行うこと

- 薬剤服用歴管理指導料を算定する場合は、薬剤服用歴への記録が必要であり、記録のためには患者等から服薬状況等の情報収集が必要となる。処方された薬の服用状況の質問又は薬剤服用歴の確認、服用上の注意事項の説明のいずれかがあったとするものは11件（9名、44%）で、11件（8名、44%）はこれらの質問等はなかったとしている。

なお、薬剤服用歴は薬剤師（薬局）が常時保有するものであり、その記録の有無は今回のアンケート調査では確認できなかった。

## ○残薬の確認

ニ 患者ごとに作成された薬剤服用歴や、患者又はその家族等からの情報により、これまでに投薬された薬剤のうち服薬していないものの有無の確認を行うこと

- 薬剤師による処方された薬の飲み残しの有無の確認については、聞かれたとするものは5件（3名、20%）で、20件（17名、80%）は聞かれなかったとしている。

## ○後発医薬品に関する情報の提供

ホ 薬剤情報提供文書により、投薬に係る薬剤に対する後発医薬品に関する情報（後発医薬品の有無及び価格に関する情報を含む。）を患者に提供すること

- 後発医薬品に関する情報は、薬剤情報提供文書により提供するとともに必要な説明を行うこととされている。後発医薬品の情報提供については、16件（13名、64%）はあったとしており、なかったとするものは8件（6名、32%）となっている。

なお、薬剤情報提供文書には、薬ごとに効能効果や注意事項とともに後発医薬品の状況が記載されている場合が大半であるとみられるが、今回は当該文書への記載の有無ではなく、後発医薬品に関する情報の説明の有無で把握している。

## ○お薬手帳の記載

ハ 調剤日、投薬に係る薬剤の名称、用法、用量その他服用に際して注意すべき事項を手帳に記載すること

- お薬手帳については、14 件（12 名、56%）がお薬手帳持参で調剤薬局に行ったとしており、薬局で注意事項等を記入された又はシール等を貼付されたとしている。お薬手帳未持参の 11 件（8 名、44%）については、いずれもお薬手帳に貼るようにとシールを渡されたとしている。

お薬手帳については、患者がお薬手帳を持参してこれに薬剤師が注意事項等を記載した場合に指導等を実施したとされるもので、未持参のためシール等を交付した場合などは未実施の扱いとするとされている。

## ○その他

薬学管理等は、患者のプライバシーに十分配慮した上で実施しなければならない（厚生労働省の健康保険法関係「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」（平成 26 年 3 月 5 日付保医発 0305 第 3 号））とされている。アンケートに回答した 20 名が利用した 22 か所（店）のうち、薬局でのプライバシー配慮が行われていたとするのは 5 か所（23%）で、17 か所（77%）は、他のお客にも話の内容が聞こえるなどプライバシー配慮に欠けているとしている。

## ○まとめ

アンケート回答数 25 件のうち薬剤服用歴管理指導料が 41 点～45 点（41 点に特定薬剤管理指導加算 4 点が加算）が 19 件、34 点～38 点が 6 件、0 点はなしとなっている。

一方、薬剤服用歴管理指導料に関し、五つの項目の全ての確認・指導が行われたとしているものは、3 件（2 名、12%）にとどまっている。

回答があった者の多くは、従来から利用する薬局で、薬も永年にわたって処方を受けていることもあり、一部の確認・指導項目が実施されていなくても、これは、患者も薬剤師も毎回の説明の必要性は感じていないためではないかとしている。このため、確認・指導項目や内容に相当な差異があるにもかかわらず、薬剤服用歴管理指導料を一律に徴収されていることに疑問を感じるとする者もみられる。

なお、中には薬剤師が処方箋の誤りに気づき、処方した医師に確認して誤りが訂正された例があるとして薬局に対し信頼感を抱く者もみられる。

## 第2回アンケートの結果

第1回アンケートに回答があった行政相談委員に対し、厚生労働省の指導通知（9月11日）以降に調剤薬局で院外処方を受けた際の状況をアンケートにより確認した結果は以下のとおりである。

### ○薬剤情報提供文書の提供と説明

- 説明書の交付については、回答のあった16名19件のうち、18件（15名、95%。第1回96%）が説明書の交付があったとしている。

なお、説明書の交付がない1件については、口頭等による説明もないとしている。

また、薬に関しては、説明書では、車の運転は控えるようになどの重要な注意書きがあるが、これらについても特に説明はなく、気づかない人も多いのではとの意見がみられた。

### ○薬剤服用歴の記載とそれに基づく指導

- 処方された薬の服用状況の質問又は薬剤服用歴の確認、服用上の注意事項の説明のいずれかがあったとするものは9件（8名、47%。第1回44%）で、10件（8名、53%。第1回44%）はこれらの質問はなかったとしている。

なお、1回目同様、薬剤服用歴の記録の有無は確認していない。

### ○残薬の確認

- 薬剤師による処方された薬の飲み残しの有無の確認については、聞かれたとするものは2件（2名、11%。第1回20%）で、17件（14名、89%。第1回80%）は聞かれなかったとしている。

### ○後発医薬品に関する情報の提供

- 後発医薬品の情報提供については、6件（6名、32%。第1回64%）はあったとしており、なかったとするものは13件（10名、68%。第1回32%）となっている。

### ○お薬手帳の記載

- お薬手帳については、12件（10名、63%。第1回56%）がお薬手帳持参で調剤薬局に行き、薬局で注意事項等を記入された又はシール等を貼付されたとしている  
お薬手帳未持参の7件（6名、37%。第1回44%）のうち、6件（5名、37%、第1回36%）はお薬手帳に貼るようにとシール等を渡されたとしている。

## ○前回利用時との違い

- 厚生労働省では、複数の薬局チェーンにおいて薬剤服用歴が未記載となっている事例が報道されたことを受けて実施した実態調査で、薬剤服用歴が未記載になっている等の薬剤服用歴管理指導料の算定についての不適切な取扱いが認められたことから、これらの取扱いの適正化を求める文書を平成 27 年 9 月 11 日付けで全保険薬局に通知している。このため、前回の利用時と今回（10 月以降）において、薬剤師による説明に変化があったかどうか確認したところ、16 名全員が特に変化はなかったとしている。

## ○その他

薬局でのプライバシー配慮状況について確認を行ったところ、プライバシーに配慮が行われていたとするのは 3 か所（店）（18%。第 1 回 23%）で、13 か所は特に配慮はなく、他のお客にも話の内容が聞こえる状況としている。

プライバシーに関しては、プライバシーへの配慮がなく待合室のお客に話の内容が筒抜けとなるので、薬剤師から薬や薬の服用についての説明を受けたくない気持ちになるとの意見も聞かれた。

## ○まとめ

第 2 回アンケートの結果をみると、回答数 19 件のうち、薬剤服用歴管理指導料が 0 点となっているものが 2 件（1 名）ある。また、41 点～45 点が 15 件（13 名）、34 点が 2 件（2 名）となっている。

これら点数のある 17 件（15 名）のうち、五つの確認・指導項目の全てが行われたとするものが 2 件（2 名、12%。1 回目 12%）、いずれかの確認・指導項目が実施されていないものが 15 件（15 名、88%。第 1 回 88%）と厚生労働省の指導文書発出から日が浅いこともあり、前回のアンケート結果とほとんど変わらない状況となっている。また、アンケート回答者の印象でも、厚生労働省の指導文書発出前後で回答者全員が薬剤師の対応等に変化はなかったとしている。

なお、項目別には、「薬剤服用歴記載に基づく指導」及び「お薬手帳の記載」が若干改善しているが、逆に「残薬の確認」及び「後発医薬品に関する情報提供」は実施されなかったとしているものの割合が増えており、特に「残薬の確認」は第 1 回・2 回を通して 84%が実施されていないとしている。

(参考) 第1回・第2回を通じた確認・指導項目の実施状況

(単位：件)

	(イ)薬剤情報 提供文書の 提供・説明	(ロ)薬剤服用 歴の記載・指 導	(ハ)お薬手帳 の記載	(ニ)残薬の確 認	(ホ)後発医薬 品に関する 情報提供
実施	42 (95%)	20 (45%)	26 (59%)	7 (16%)	22 (50%)
未実施	2 (5%)	21 (48%)	18 (41%)	37 (84%)	21 (48%)
不明	0	3	0	0	1
計	44	44	44	44	44



【近畿厚生局京都事務所へのヒアリング結果】

- ① 薬剤服用歴管理指導料については、新聞報道があったとおり、平成 27 年 2 月に薬剤服用歴の未記載問題があったことから、薬剤服用歴の記載の徹底を中心に調剤薬局の指導を行っている。  
指導方法には、次のとおり 3 種類の方法がある。

区分	対象	備考
集団指導	①診療報酬改定時（2年に1回）に全薬局に対し指導・説明等を行う 次回は平成 28 年 3 月下旬を予定 ②新規指定時・更新時に該当の薬局に対し指導・説明等を行う ③薬剤師新規登録時に該当の薬剤師に対し指導・説明を行う	京都府下の保険薬局 (H28.1.1 現在) 960（休止も含む）
集団的個別指導	診療報酬の点数が平均よりも高い(1.2 倍) 薬局（全薬局の概ね 8%）に対して指導を実施	
個別指導	集団的個別指導を受けた翌年もなお高得点に該当する薬局等（全薬局の概ね 4%）に対して実施	

- ② 通知に定められている算定要件は全て満たす必要がある。算定要件については、指導の場において適切に確認を行っている。
- ③ お薬手帳を持参して薬局で所定の事項を記入（シール貼付可）した場合、加算することができるが、お薬手帳未持参者に対しシールの交付だけでは加算対象とならない。
- ④ 薬局等に対する薬剤師会等の団体を通じた指導に関しては、薬剤師会等への指導監督権限がないことから、要請等は行ったことはあるが、指導等を行ったことはない。
- ⑤ 平成 27 年 2 月に複数の薬局チェーンにおいて薬剤服用歴が未記載となっている事例が報道されたことを受け、厚生労働省が関係団体（日本薬剤師会等）に対し、加盟する保険薬局に対して薬剤服用歴の記載状況に係る自主点検を行うよう協力を要請。自主点検の結果、一部の保険薬局において薬剤服用歴が未記載になっていることが判明したことから、平成 27 年 9 月 11 日付で近畿厚生局京都事務所が管内の全保険薬局に対し、薬剤服用歴管理指導料の算定要件を再確認するなどの適切な取扱いを要請する文書を発出している。

### 3 近畿厚生局京都事務所へのあっせん事項

#### 【あっせん】

薬剤師及び薬局開設者は、調剤した薬剤を販売・授与する場合には、患者等に必要の情報提供及び薬学的知見に基づく指導等を行わなければならない。

調剤報酬の算定に当たり、説明書の交付、薬剤服用歴の記載とそれに基づく指導、残薬の確認、後発医薬品の有無等の説明の4点の確認・指導項目を全て実施した場合にのみ薬剤服用歴管理指導料（34点）を算定することができ、さらにお薬手帳に直接注意事項を記入した場合には、41点を算定することとされている。

しかし、必要な確認・指導が行われていないにもかかわらず、薬剤服用歴管理指導料が算定されているのはおかしいとの申出があった。これを契機に、行政相談委員に対するアンケート方式で保険薬局を利用した際の薬剤師による確認・指導状況等を把握したところ、調剤を受けたほとんどの場合で薬剤服用歴管理指導料が算定されているが、実施されたとしている確認・指導項目は区々となっており、算定上求められている全ての項目が実施されたとしているものはわずかである。

なお、厚生労働省では、平成27年2月の新聞報道を発端に実施した薬局による自主点検で、薬剤服用歴が未記載になっている等の薬剤服用歴管理指導料の算定についての不適切な取扱いが認められたことから、これらの適正化を求める文書を発出（平成27年9月11日）して指導を行っている。

このため、文書の発出後、10月以降にも行政相談委員に対するアンケート調査を実施したところ、回答者全員が従前と対応に変化はないとしており、保険薬局での対応が見直された状況はうかがえない。

また、厚生労働省では、「薬学管理等は患者等のプライバシーに十分配慮した上で実施しなければならない」とする通知を行いプライバシーへの配慮を求めているが、アンケート対象者に薬剤服用歴管理指導時のプライバシーの配慮状況についても確認したところ、回答者の大半が、プライバシーの確保に不安を有しているとし、中にはプライバシーに配慮した設備となっていないため、待合室のお客に話の内容が筒抜けとなることから、薬剤師から薬や薬の服用についての説明を受けにくいとする意見も聞かれた。

したがって、近畿厚生局京都事務所は、保険薬局・保険薬剤師に対し、集団指導、個別指導等の機会を利用して、患者に対する薬の服用方法等の確認・指導の実施状況を確認の上、適正な薬剤服用歴管理指導料の算定を行うよう必要な指導を行う必要がある。

また、薬剤服用歴管理指導に際しては、患者等のプライバシーへの配慮が重要となることから、上記通知を踏まえた自らの取組の必要性を十分認識するよう、保険薬局に対し、改めて周知徹底を図るとともに、必要に応じて「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（昭和35年法律第145号）に基づき薬局に係る事務を行う地方公共団体と連携し、保険薬局におけるプライバシー保護の向上を図る必要がある。

### 【参考連絡】

薬剤服用歴管理指導については、患者の状況（診断の結果）や同一薬局を利用する頻度等によって、説明内容は様々であるとみられるが、アンケート調査において、ほとんどの場合に一律に薬剤服用歴管理指導料が算定されている実態が確認でき、このことから管理指導の内容と診療報酬が適合していないものと考えられる。

現行の制度においては、全ての項目について確認・指導を行った場合にのみ、一律に算定できる仕組みとなっており、一部の確認・指導を省略した場合に0点とすることは、確認・指導を全く実施していないと受け取られるおそれから、忌避される状況にあるものと考えられ、必要な指導・説明に応じた合理的な診療報酬算定方法となるよう検討することが望まれる。